

# 都教委には認定した十分な根拠がない！

## あら探しをやめろ！！



### 2018年1月29日東京地裁立川支部第6回口頭弁論

52名もの支援者で、傍聴席を埋めつくす！！

#### 勝ち取る会ニュース No.6

二〇一八年一月二十九日(月)、午前十時三〇分東京地裁立川支部第四〇四号法廷において「指導力不足教員」の第六回口頭弁論が行われました。五二名の支援者に見守られ、行われました。

原告弁護団の尾林橋詰弁護士が「都教委は、準備書面で、原告に児童主体(アクティブラーニング)の授業を求めているが、アクティブラーニングは文科省が推奨している将来の教育目標である。それができなければ指導力不足であるというのはおかしい。現実には大多数の教員が教師主導の授業を行っている。原告に求めるのであれば、教職員全体の調査を行うべきである。本来は、原告の授業が辞めればいけないような授業なのかを判断しなければならぬ。」また、「前回、週案の一部を抜粋して証拠として提出した。被告は、週案全てを提出するように要求している。被告に原告を認定した十分な根拠がないことが明白である。」と迫った。

それに対し被告側弁護士は

「アクティブラーニングとは一言も述べていない。週案には、校長が原告に対し、指導的なことをコメントしているかもしない。週案全部を要求し、確認するのは何ら問題がない」と主張しました。

閉廷後、東京三弁護士会多摩支部二階会議室で裁判の報告と支援者の意見交流を行いました。橋詰弁護士は「今回受け取った都教委・市教委が準備書面で述べていることは、原告の問題点のあら探しである。研修センターに送ることを決めたとであら探しをして、認定理由としている。」

富永弁護士は「審査の協議会において、都教委は原告の授業が教師主導だと指摘し、児童主体の授業を求める。本来、児童主体の授業は文科省が掲げたこれからの教育目標であり、原告に求めることではない。」また「他県は指導力不足教員を出さないように取り組んでいるが、東京都は制度維持のために運用している」と述べた。

#### 裁判の経過

二〇一二年に府中市の小学校に異動したAさんは、二〇一四年四月に校長の判断で「指導力不足教員」として認定されました。解除がならなければ分限免職に追い込まれます。

二〇一七年三月東京地裁立川支部に校長・市教委・都教委・研修センターの対応を提訴しました。

同年四月の第一回口頭弁論で原告が意見陳述を読みました。

同年六月の第二回口頭弁論で、原告弁護団が未開示の都教委審査委員の意見書を開示するように要請しましたが、都教委は未だ開示しません。

同年九月の第三回口頭弁論で、観察授業の映像記録提出を要請しました。都教委は「提出しない。」と切り捨てました。

同年十月の第四回口頭弁論で、都教委・市教委は、共に認定責任を回避する主張をしてきました。

同年十二月の第五回口頭弁論で「校長は自らの思い込みや偏見で原告を指導力に問題があると決めつけている。」として反論しました。

**支援者からの意見  
(口頭弁論後の報告集会よ  
り)**

○苦情によってセンターに送ることを決めた校長は、自分がしたことが恥ずかしいと思わないのか。

○以前、大勢の原告団で裁判を起こし、勝利した。多くの傍聴者や署名といった支援が大きな力になった。なので、これからも応援していきたい。

○週案を書くのはたいへんだったが、その週案が証拠として使われる。

○管理職は教員を守ってくれないことが分かった。

○東京都が行うこの制度は、以前から問題がある制度で、ILOにも指摘されたが、都教委は改めようとしらない。

○この制度を教職員への圧力に使っている。

○他県では校長が教員の評価を手渡しして、本人との協議している。など。

次回もみなさまからの活発な意見をお待ちしています。

**署名千筆(累計三筆)を裁判所に提出。現在約八千筆集まる!**

署名が一月二十九日現在で約八千筆になりました。

一月二十九日の午後に、裁判所に署名千筆(累計三千筆)、を第三次分として提出しました。

皆様の支援に大変感謝しています。この多くの署名が裁判所、都教委・市教委・校長への圧力と原告への大きな励ましになっています。

この裁判を勝ち取るために、これからも署名・傍聴の参加をよろしく願います。



1月29日報告・意見交流会  
東京三弁護士会会議室

**傍聴席を支援者でいっぱいにしましょう!**

**第7回口頭弁論**

**期日 2018年3月5日(月)  
13時10分開廷**

**場所 東京地裁立川支部  
第404号法廷**

**報告集会**

**場所 東京三弁護士会多摩支部**

**時間 13時40分開始予定**



**府中市小学校教員の職場復帰を勝ち取る会『総会』を行います**

**期日 3月30日(金) 午後6時 予定**

**場所 北多摩西教育会館**

会の終了後に会館内で懇親会(無料)を行います。みなさん、是非ご参加ください。

**第8回口頭弁論**

**期日 2018年5月14日(月) 午後10時30分開廷**

**場所 東京地裁立川支部 第404号法廷**

事務局〒185-0034 国分寺光町 1-40-12  
東京都教職員組合北多摩西教育会館内  
『府中市小学校教員の職場復帰を勝ち取る会』  
TEL :042-576-1161 Fax:042-575-0529